

渋谷区



住まいのガイドブック

2026

令和 8 年 7 月発行版





目次

公的住宅に関すること	1
・ 公的住宅フローチャート	1
・ 区営住宅	3
・ 区営住宅（定期使用住宅）	5
・ 区民住宅	6
・ 都営住宅	7
・ 都民住宅	8
・ JKK 住宅（一般賃貸住宅）	9
・ UR 賃貸住宅	9
・ 三世代ファミリー同居・近居に向けた支援	10
・ 高齢者等入居支援制度	11
・ 渋谷区家賃等債務保証制度	11
・ 立ち退きに伴う住み替え家賃補助制度	12
・ 高齢者住まい安心サポート	13
・ 東京ささエール住宅（東京都のセーフティネット住宅）	14
・ 優良民間賃貸住宅	14
・ あんしん居住制度	15
・ サービス付き高齢者向け住宅	15
・ 東京こどもすくすく住宅認定制度	16
・ 東京こどもすくすく住宅供給促進事業	16
・ ハウジングファースト事業	17
・ 賃貸住宅トラブル防止ガイドライン	17
・ 東京都におけるアフォーダブル住宅	18
・ マンション管理無料相談会	19
・ 分譲マンション専門相談制度	19
・ 分譲マンション管理士派遣制度	20
・ マンションアドバイザー派遣	21
・ 長期修繕計画作成等費用助成	22
・ 東京都マンション改良工事助成制度	23
・ マンション再生手法の相談	24
・ マンション建替えに伴う仮住まい等の支援	24
・ 渋谷区マンション防災マニュアル	25
・ 東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度	26
・ 東京とどまるマンションの支援制度	26



・ 分譲マンションの耐震化支援事業	27
・ マンション管理状況届出制度	28
・ マンション管理計画認定制度	28
・ 東京都マンションポータルサイト	29
・ マンション共用部分リフォーム融資	29
高齢者・障がい者・子育て世帯向け支援	30
・ 介護保険による住宅改修費の支給	30
・ 住宅設備改修給付	31
・ 重度身体障害者（児）等住宅設備改善費支給事業	31
・ 高齢者救急通報システムの設置	32
・ 高齢者見守りサービス事業	33
・ 重度心身障害者救急通報システムの設置	34
・ 自動通話録音機貸与	35
・ 子育て世帯向け補助事業（「子供を守る」住宅確保促進事業）	36
住宅のリフォームに関する支援	37
・ 住宅簡易改修支援事業	37
・ 住宅相談会（庁内相談会）	38
・ 東京住宅リフォームガイド	38
環境に関する支援	39
・ 電気自動車等用充電設備導入助成	39
・ 家庭用燃料電池システム（エネファーム）設置助成金	40
・ 再生可能エネルギー電力利用促進助成	41
・ 渋谷区保存樹木等管理助成	42
・ 渋谷区緑化普及推進事業助成	43
住まいの安全に関する支援	44
・ 家具の転倒防止金具等の購入費用補助	44
・ 家具転倒防止金具無料取付け	45
・ 防災用品のあっせん	45
・ 家庭用消火器の購入・引き取りのあっせん	46
・ 住宅用火災警報器のあっせん	46
・ 木造住宅耐震診断コンサルタント派遣事業	47
・ 耐震相談会	48
・ 木造住宅耐震改修費助成	49
・ 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業	51
・ ブロック塀等安全化促進事業	53
・ 整備地域等不燃化集中促進事業 老朽建築物除却・建替え支援制度	54



・ 整備地域等不燃化集中促進事業 専門家派遣制度	55
空き家に関すること	56
・ 空家等適正管理支援事業	56
・ 空家等ワンストップ相談窓口事業	57
・ 空家等利活用マッチング支援事業	57
・ 空き家と相続の無料相談会（月イチ相談会）	58
・ 東京空き家ガイドブック	59
・ 被相続人居住用家屋等確認（空家等譲渡所得特別控除）	59
住まいに関する相談窓口	60

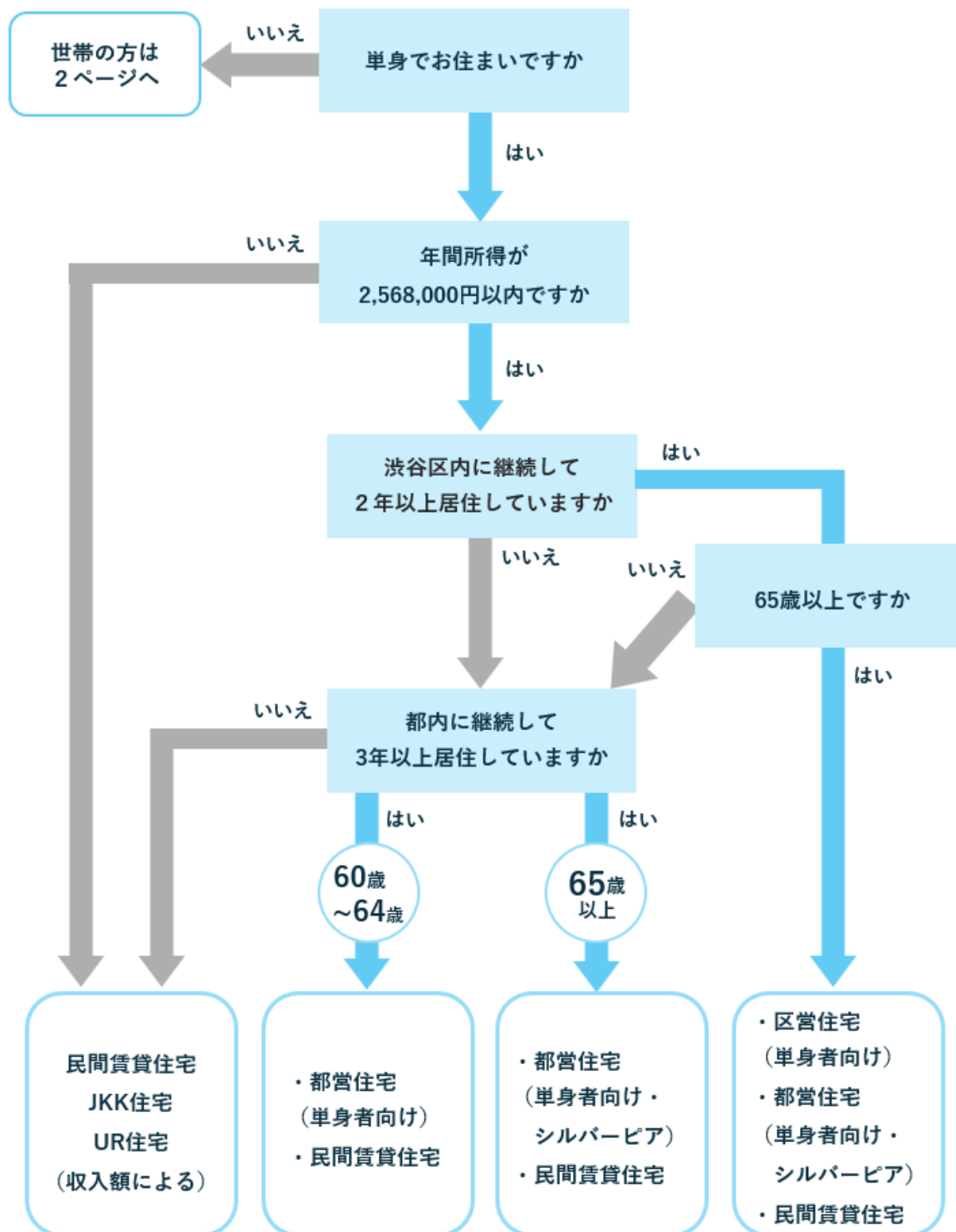




公的住宅に関すること

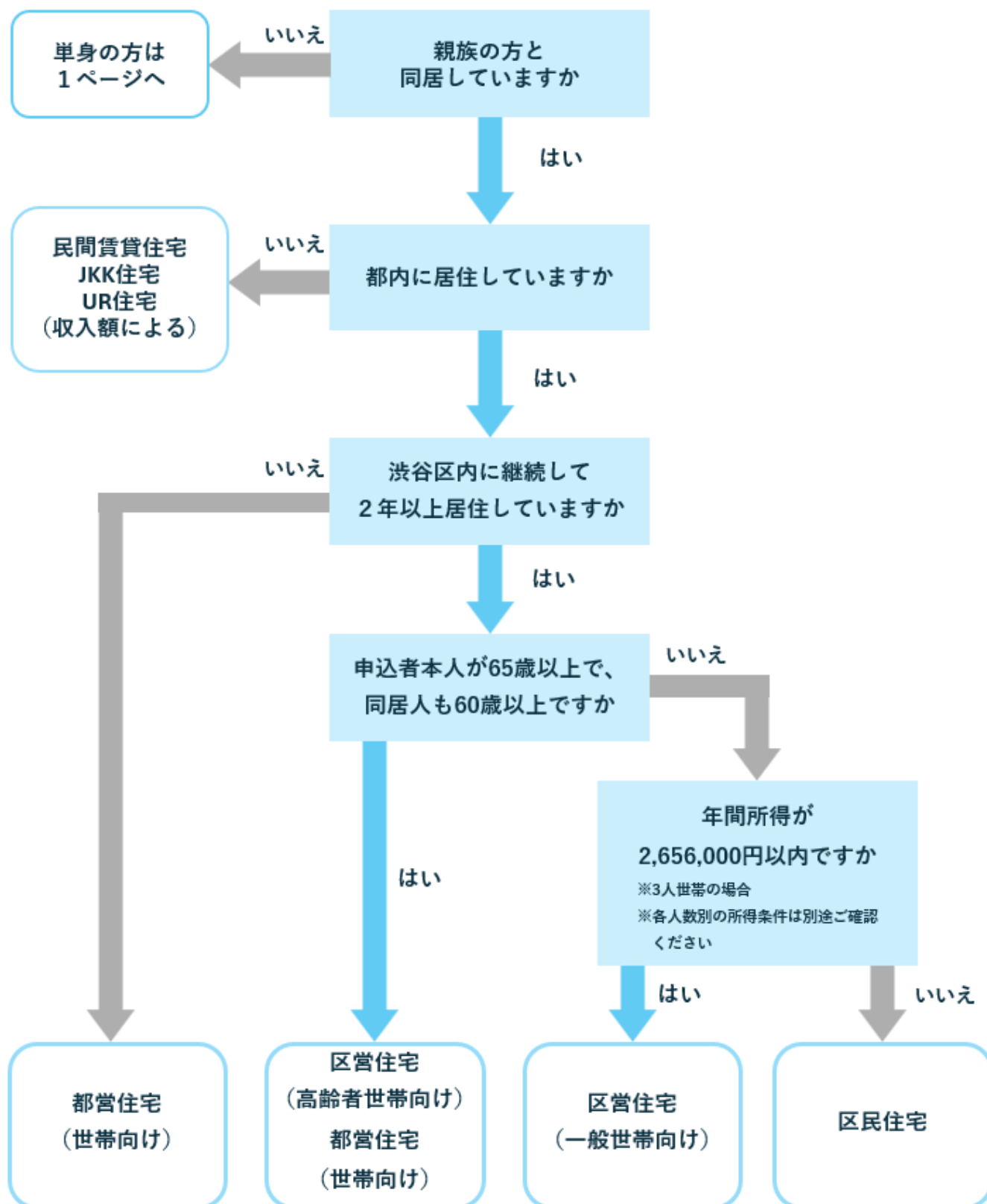
◆ 公的住宅フローチャート

○単身のかた





○世帯のかた





◆ 区営住宅

○高齢者向け区営住宅

65 歳以上の単身または 65 歳以上の人を含む 60 歳以上の人だけで構成された世帯向けの賃貸住宅です。

緊急通報装置や安否確認装置・自動火災報知器などを設置し、随所に手すりを取り付けるなど、高齢者向けの配慮がされています。

空室が発生するごとに募集します。

●住宅一覧

名称	所在地	戸数
ピアハウス東	東1-4-4	20戸（単身用20戸）
エイチウエイサイドエビス	恵比寿3-36-8	20戸（世帯用12戸、単身用8戸）
ライフピア西原	西原1-40-11	63戸（世帯用20戸、単身用43戸）
代官山アドレス	代官山町17-1	14戸（世帯用4戸、単身用10戸）
メゾン幡ケ谷	幡ケ谷3-3-1	12戸（世帯用3戸、単身用9戸）
ハイツ梶尾	代々木3-46-12	17戸（世帯用4戸、単身用13戸）
アクティブ住宅新橋	恵比寿1-27-10	12戸（単身用12戸）
二軒屋住宅	本町3-35-4	16戸（単身用16戸）
幡ケ谷原町住宅	幡ケ谷1-24-28	37戸（単身用37戸）
幡ケ谷二丁目住宅	幡ケ谷2-42-15	21戸（単身用21戸）
恵比寿西二丁目住宅	恵比寿西2-13-5	38戸（単身用38戸）

○身体障がい者区営住宅

身体障害者手帳 1～4 級、もしくはこれに相当する戦傷病者で、単身またはその人を含む世帯向け賃貸住宅です。

緊急通報装置や安否確認装置・自動火災報知器などを設置し、随所に手すりを取り付けているなど、身体障がい者向けの配慮がなされています。また、車イス使用者のために特に配慮された住宅もあります。

空室が発生するごとに募集します。

●住宅一覧

名称	所在地	戸数
ライフピア西原	西原1-40-11	10戸（世帯用5戸、単身用5戸）
幡ケ谷二丁目住宅	幡ケ谷2-42-15	5戸（世帯用2戸、単身用3戸）



○一般世帯向け区営住宅

一般世帯向けの賃貸住宅です。空室が発生するごとに募集します。

●住宅一覧

名称	所在地	戸数
西原一丁目住宅	西原1-22-16	11戸（世帯用11戸）
笹塚三丁目住宅	笹塚3-48-1、笹塚3-48-2	42戸（世帯用42戸）
代々木三丁目住宅	代々木3-30-1、代々木3-30-2	75戸（世帯用75戸）
西原二丁目住宅	西原2-29-18	38戸（世帯用38戸）
笹塚一丁目住宅	笹塚1-8-1	51戸（世帯用51戸）
二軒家住宅	本町3-35-4	7戸（世帯用7戸）
幡ヶ谷二丁目住宅	幡ヶ谷2-42-15	12戸（世帯用12戸）
恵比寿西二丁目住宅	恵比寿西2-13-5	16戸（世帯用16戸）

●備考

2年以上継続して渋谷区に居住しているなど要件があります。

募集時は、「しぶや区ニュース」（毎月1・15日発行）及び「渋谷区ポータル」に募集案内を掲載します。

●ホームページ

[区内の住宅情報](#) | [住宅情報](#) | [渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区営住宅等窓口 TEL：03-3463-3552



二次元コード





◆ 区営住宅(定期使用住宅)

地域コミュニティを活性化させるために、地域活動に積極的に参加する意欲あるファミリーを応援するための定期使用住宅です。

●住宅一覧

名称	所在地	戸数
アクティブ住宅新橋	恵比寿1-27-10	15戸（世帯用15戸）

●備考

2年以上継続して渋谷区に居住しているなど要件があります。

募集時は、「しぶや区ニュース」（毎月1・15日発行）及び「渋谷区ポータル」に募集案内を掲載します。

●ホームページ

[区内の住宅情報](#) | [住宅情報](#) | [渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区営住宅等窓口 TEL：03-3463-3552



二次元コード



◆ 区民住宅

自ら居住するための住宅を必要としている中堅所得者を対象とした良質なファミリー向け賃貸住宅です。

●住宅一覧

名称	所在地	戸数
ファミリエ神宮前	神宮前6-21-11	8戸（世帯用8戸）
代官山アドレス	代官山町17-1	15戸（世帯用15戸）
ライフピア西原	西原1-40-11	6戸（世帯用6戸）

●備考

入居には収入などの要件があります。

募集時は、「しぶや区ニュース」（毎月1・15日発行）及び「渋谷区ポータル」に募集案内を掲載します。

●ホームページ

[区内の住宅情報](#) | [住宅情報](#) | [渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区営住宅等窓口 TEL：03-3463-3552



二次元コード





◆ 都営住宅

住宅に困っている都民の方で、所得が一定基準以下の方のために、低廉な家賃で東京都が供給する賃貸住宅です。

●募集スケジュール

募集	募集時期	募集内容
定期募集	5月・11月	家族向・単身者向（抽せん方式）
		若年夫婦及び子育て世帯（定期使用）
	8月・2月	家族向（ポイント方式）
		単身者向・シルバーピア（抽せん方式）
毎月募集	毎月中旬頃	新婚予定者向（定期使用）・単身者向（4, 7, 10, 1月のみ）
随時募集	随時	2人以上の家族向けに募集をしています。 単身者向・若年夫婦および子育て世帯（8月～） 対象住宅は市町部です。 〈随時募集申込専用ダイヤル〉 ☎03-5467-9266

●備考

定期募集時は、「広報東京都」「しぶや区ニュース」（毎月1・15日発行）に募集案内を掲載します。

●ホームページ

[都営住宅募集情報 | JKK 東京](#)



二次元コード

●お問い合わせ

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター TEL：03-3498-8894

受付時間 9:00～12:00、13:00～18:00（定休日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）



◆ 都民住宅

東京都と国の補助により入居者の家賃負担を軽減した中堅所得者層を対象とするファミリー世帯向けの賃貸住宅です。詳しくは各センターにお問い合わせください。

○東京都施行型

東京都が所有している中堅所得者向けファミリー賃貸住宅です。

●ホームページ

[東京都施行型都民住宅 | JKK 東京](#)



二次元コード

●お問い合わせ

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター TEL： 03-3498-8894

受付時間 9:00～12:00、13:00～18:00（定休日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）



◆ JKK 住宅(一般賃貸住宅)

JKK 東京（東京都住宅供給公社）が管理・供給する賃貸住宅です。単身者向け住宅もあります。

住宅に応じて、抽せんまたは先着順によりお申込みいただけます。詳しくは、東京都住宅供給公社ホームページをご覧ください。

●ホームページ

[JKK 住宅 賃貸住宅情報トップページ | JKK 東京](#)

●お問い合わせ

JKK 東京公社住宅募集センター TEL：03-3409-2244

受付時間 9:30～17:00（日曜日・祝日を除く）



二次元コード

◆ UR 賃貸住宅

UR 都市機構（独立行政法人都市再生機構）が管理・供給する賃貸住宅です。詳しくは、UR 営業センターへお問い合わせください。

●ホームページ

[UR 賃貸住宅 | 賃貸マンション・大規模マンションの物件情報](#)

●お問い合わせ

UR 渋谷営業センター TEL：03-6681-5202

営業時間 10:00～18:00（休業日 水曜日・年末年始（12/29～1/3））

※令和9年度よりGW期間中の3日間休業



二次元コード



◆ 三世代ファミリー同居・近居に向けた支援

○近居であんしん登録制度

育児に奮闘中の子世帯を手助けしたい。孫の成長を近くで見たい。介護のために、両親の近くに引越したいなど親族の近くでの生活＝「近居」をご希望するお客様に優先的にお部屋の紹介をする登録制度です。

詳しくは東京都住宅供給公社ホームページをご覧ください。

●ホームページ

[近居であんしん登録制度 | JKK 東京](#)

●お問い合わせ

JKK 東京公社住宅募集センター 近居相談窓口 TEL：03-3409-2244

受付時間 9:30～17:00（定休日 日曜日・祝日）



二次元コード

○近居割

UR 同士の近居や UR と UR 以外の近居で世帯要件を満たしている場合、家賃を減額する制度です。

詳しくは都市再生機構ホームページをご覧ください。

●ホームページ

[近居割 | 便利な制度 | UR 賃貸住宅](#)

●お問い合わせ

UR 渋谷営業センター TEL：03-6681-5202

営業時間 10:00～18:00（休業日 水曜日・年末年始（12/29～1/3））

※令和9年度よりGW期間中の3日間休業



二次元コード



民間賃貸住宅に関すること



◆ 高齢者等入居支援制度

区内で住み替えを希望する高齢者・障がい者・ひとり親世帯に、民間賃貸住宅の部屋探しに協力する不動産店を紹介します。渋谷区のホームページに協力不動産店の一覧を掲載しています。

●ホームページ

[高齢者等世帯入居支援事業 | 住宅に関わる助成・融資などの支援 | 渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区都市整備部 住宅政策課 居住支援係 TEL：03-3463-1848



二次元コード

◆ 渋谷区家賃等債務保証制度

渋谷区内で住み替える際、アパートの契約に伴う保証人が見つからないために、民間アパートへの入居が困難となっている高齢者・障がい者・ひとり親世帯に、渋谷区と協定を結んだ民間の保証会社を紹介します。

保証会社利用には、初回保証料及び契約の翌年からは、保証会社が指定する保証料が必要です。

支払った初回保証料に対して、5万円を限度に渋谷区が補助します。所得基準など要件があります。

○利用可能な保証業者一覧(国土交通省ホームページ)

[住宅・建築：登録家賃債務保証業者一覧 - 国土交通省](#)

●ホームページ

[高齢者等世帯入居支援事業 | 住宅に関わる助成・融資などの支援 | 渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区都市整備部 住宅政策課 居住支援係 TEL：03-3463-1848



二次元コード



◆ 立ち退きに伴う住み替え家賃補助制度

取り壊しなどにより立ち退きを求められていて、現在住んでいる民間賃貸住宅などから他の区内の民間賃貸住宅へ転居する必要がある、高齢者・障がい者・ひとり親世帯に、住み替え後の家賃上昇分・転居一時金の一部を補助します。必ず転居前に住宅政策課居住支援係へご相談ください。

●対象者

○次のいずれかに該当する世帯

・ 高齢者世帯

(65 歳以上のひとり暮らし、または 65 歳以上の人を含む 60 歳以上の人のみの世帯)

・ 障がい者世帯

(身体障害者手帳 4 級以上、愛の手帳 3 度以上、または精神障害者保健福祉手帳 2 級以上を持つ人がいる世帯)

・ ひとり親世帯 (子どもが 18 歳未満のひとり親世帯)

○区内に 2 年以上居住 (住民登録も) している

○世帯の総収入額が一定基準以下

○住民税を滞納していない

○生活保護を受給していない

●補助額

【月額家賃補助金】

上昇分家賃に対する補助で上限額は月々 1 万円です。補助金額の詳細は区ホームページをご確認ください。

【転居一時金補助金】

契約に要した礼金及び仲介手数料を補助するもので、上限額は新家賃の 3 ヶ月分相当です。

●ホームページ

[立ち退きに伴う住み替え家賃補助制度 | 住宅に関わる助成・融資などの支援 | 渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区都市整備部 住宅政策課 居住支援係 TEL : 03-3463-1848



二次元コード



◆ 高齢者住まい安心サポート

区と協定を結んだ東京都指定の居住支援法人が実施する安否確認・死亡時の費用補償サービスの初回登録料を区が補助し、単身高齢者の民間賃貸住宅への住み替えや居住継続を促進します。必ずサービス契約の申し込み前に住宅政策課居住支援係にご相談ください。

●対象者

次に掲げる要件にすべて該当する人

- ①区内に居住する単身高齢者（65 歳以上の単身世帯）の人
- ②区内の民間賃貸住宅へ住み替え予定または区内の民間賃貸住宅に居住する人
- ③前年の所得が 256 万 8,000 円以下の人（所得を証明する書類が必要）
- ④指定連絡先が確保できる人

●利用料・補助額

利用料：

- ①初回登録料 11,000 円～16,500 円（税込み）
- ②月額利用料 1,650 円～3,850 円（税込み）

補助額：

初回登録料にかかった費用を補助します。



●ホームページ

[高齢者住まい安心サポート](#) | [住宅に関わる助成・融資などの支援](#) | [渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区都市整備部 住宅政策課 居住支援係 TEL：03-3463-1848



二次元コード



◆ 東京ささエール住宅(東京都のセーフティネット住宅)

高齢者、低額所得者、子育て世帯等、住宅にお困りの方のために、民間の空き家・空き室を活用した、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅です。

●ホームページ

[登録制度の紹介|住宅セーフティネット制度\(東京ささエール住宅等\)|東京都住宅政策本部](#)

●お問い合わせ

東京都住宅政策本部民間住宅部 安心居住推進課 住宅セーフティネット担当
TEL：03-5388-3320



二次元コード

◆ 優良民間賃貸住宅

東京都が定めるバリアフリー等の一定の建設基準を満たす良質な民間賃貸住宅です。物件情報等は東京都のホームページをご覧ください。

※東京都では情報提供のみ行っており、入居を希望される場合は各住宅の管理・仲介事業者にお問い合わせください。

●ホームページ

[優良民間賃貸住宅のご案内|都民住宅・優良民間賃貸住宅に関すること|東京都住宅政策本部](#)

●お問い合わせ

東京都住宅政策本部民間住宅部 計画課 助成管理担当
TEL：03-5320-4952



二次元コード



◆ あんしん居住制度

高齢者等が安心して住み続けるための支援事業として、（公財）東京都防災・建築まちづくりセンターが各種のサービスを実施しています。

利用者の費用負担により、見守りサービス、葬儀の実施、残存家財の片付けサービスが提供される制度です。

●ホームページ

[あんしん居住制度](#) | [公益財団法人 東京都 防災・建築まちづくりセンター](#)

●お問い合わせ

（公財）東京都防災・建築まちづくりセンター TEL：03-5989-1784

受付時間：平日 9:00～17:00



二次元コード

◆ サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅とは、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。

●ホームページ

【サービス付き高齢者向け住宅整備事業事務局】※①

[サービス付き高齢者向け住宅整備事業 応募について](#)

【サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム】

[サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム](#)



二次元コード※①



二次元コード※②

●お問い合わせ

サービス付き高齢者向け住宅整備事業事務局

TEL：03-5805-2971

東京都住宅政策本部民間住宅部 安心居住推進課 高齢者住宅担当

TEL：03-5320-4947



◆ 東京こどもすくすく住宅認定制度

「東京こどもすくすく住宅認定制度」とは、居住者の安全性や家事のしやすさなどに配慮された住宅で、かつ、子育てを支援する施設やサービスの提供など、子育てしやすい環境づくりのための取組を行っている優良な住宅を東京都が認定する制度です。

●ホームページ

[東京こどもすくすく住宅認定制度](#)|[東京こどもすくすく住宅](#)|[東京都住宅政策本部](#)

●お問い合わせ

東京都住宅政策本部民間住宅部 安心居住推進課 子育て支援住宅担当

TEL：03-5320-5011・03-5320-4907



二次元コード

◆ 東京こどもすくすく住宅供給促進事業

「東京こどもすくすく住宅認定制度」による認定住宅の供給を都内全域で推進するため、住宅事業者等に対して、認定住宅の整備費の一部を東京都が直接支援しています。

●ホームページ

[東京こどもすくすく住宅認定制度](#)|[東京こどもすくすく住宅](#)|[東京都住宅政策本部](#)

●お問い合わせ

東京都住宅政策本部民間住宅部 安心居住推進課 子育て支援住宅担当

TEL：03-5320-5011・03-5320-4907



二次元コード





◆ ハウジングファースト事業

渋谷区内路上生活者の地域生活への円滑な移行推進のため、声掛け・相談、生活支援、支援調整、居宅移行、コミュニティづくりといった一連の支援を委託事業者を通じて行う事業です。

民間のアパートをシェルターとして借り上げ、衣食住を提供しつつ、安定した住居の確保を支援するものです。

●ホームページ

[区の路上生活者支援](#) | [生活に関する相談](#) | [渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区福祉部 生活支援課 居宅移行支援主査 TEL：03-6416-5714



二次元コード

◆ 賃貸住宅トラブル防止ガイドライン

東京都は賃貸住宅のトラブルを防止するために、退去時の復旧や入居中の修繕に関する費用負担の原則、契約や住まい方で注意すべきことについてまとめた賃貸住宅トラブル防止ガイドラインを作成しております。

●ホームページ

[賃貸住宅トラブル防止ガイドライン Guidelines for Preventing Tenant-Landlord Disputes](#)
[ダウンロードページ|賃貸住宅トラブル防止ガイドライン～概要～|東京都住宅政策本部](#)

●お問い合わせ

東京都住宅政策本部民間住宅部 不動産課 賃貸ホットライン
TEL：03-5320-4958



二次元コード



◆ 東京都におけるアフォーダブル住宅

東京都が行う、子育て世帯等が手頃な家賃で安心して住むことが出来る賃貸住宅です。
対象範囲を低所得世帯に限らず、広く子育て世帯等を対象としています。

●ホームページ

[都における「アフォーダブル住宅」について](#)

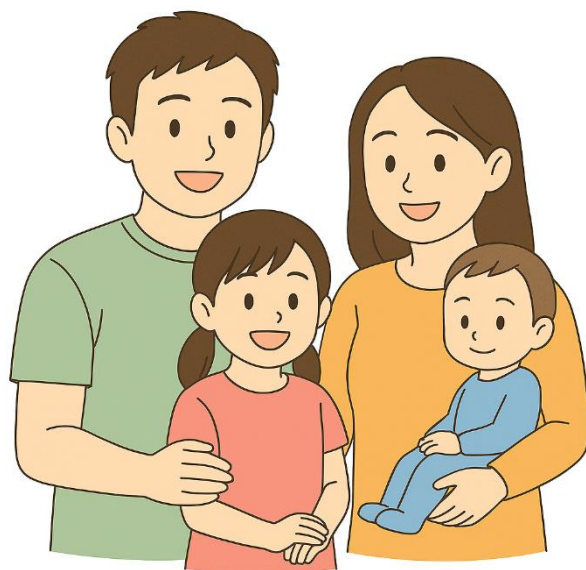
●お問い合わせ

東京都住宅政策本部住宅企画部 企画経理課

TEL：03-5320-4938



二次元コード





分譲マンションに関すること

◆ マンション管理無料相談会

渋谷区内の分譲マンションの管理組合役員及び区分所有者を対象に、マンション管理士がマンション管理に関するお悩みに無料で相談に応じます。マンション管理士とは、分譲マンションの所有者・管理組合に対し、マンション管理組合の運営や、建物の修繕管理など、マンション管理について助言や指導、援助などを行う国家資格者です。

●対象者

区内分譲マンションの管理組合役員および区分所有者

●ホームページ

[マンション管理無料相談会](#) | [マンション施策](#) | [渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区都市整備部 住宅政策課 住環境整備係 TEL：03-3463-3548



二次元コード

◆ 分譲マンション専門相談制度

東京都では、弁護士または一級建築士の対応する、分譲マンション専門相談を行っております。相談を希望する場合は渋谷区住宅政策課までお問い合わせください。

●ホームページ

[専門相談 - 東京都マンションポータルサイト](#)

●お問い合わせ

渋谷区都市整備部 住宅政策課 住環境整備係 TEL：03-3463-3548



二次元コード





◆ 分譲マンション管理士派遣制度

分譲マンションの管理組合の設立、管理規約の制定などについて助言などを行うマンション管理士を、会合などに無料で派遣します。

●対象者

次に掲げる要件のいずれか1つ以上に該当する区内分譲マンションの管理組合。

- ・管理組合がないこと
- ・管理者などが定められていないこと
- ・管理規約が存在しない、または必要に応じた改正がされていないこと
- ・集会（総会）が年1回以上開催されていないこと
- ・管理費と修繕積立金の区分経理、適正管理がされていないこと
- ・適宜適切な維持修繕を行うための修繕積立金が積み立てられていないこと
- ・築20年以上のマンションで、過去に大規模修繕工事（外壁塗装など工事、床防水工事および屋根防水工事）を実施していないこと

（注）管理組合設立を自主的に行おうとする区分所有者の団体も申請することができます。

●支援内容

- ・意見の整理およびアドバイス
- ・対応策などの資料作成
- ・関係資料の収集および提供
- ・管理組合の総会および理事会に係る開催支援

●ホームページ

[分譲マンション管理士派遣制度](#) | [マンション施策](#) | [渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区都市整備部 住宅政策課 住環境整備係 TEL：03-3463-3548



二次元コード



◆ マンションアドバイザー派遣

マンションの維持管理や建替え・改修について管理組合または区分所有者に専門家がアドバイスをを行います。相談・支援内容に応じたコースがございます。

また、管理状況届出制度による届出を行ったマンションに対し、派遣費用の助成を行っております。詳細はホームページをご確認ください。

●ホームページ

[マンション管理アドバイザー制度 - 東京都マンションポータルサイト](#)

●お問い合わせ

(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター TEL：03-5989-1453



二次元コード





◆ 長期修繕計画作成等費用助成

区内分譲マンションの管理組合が長期修繕計画の作成または見直しを専門家などに委託する費用の一部を補助します。

●対象

次に掲げる要件のすべてを満たす建築後 5 年が経過した区内分譲マンションの管理組合

- ・管理規約が整備されていること
- ・管理組合の集会において、「長期修繕計画作成標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメント」に沿った長期修繕計画の作成または見直しをすることおよびその経費について決議がなされていること
- ・本要綱による助成を活用して新たに作成又は見直しを行う長期修繕計画の計画期間が、30 年以上で、かつ大規模修繕工事が 2 回含まれる期間以上になること
- ・長期修繕計画を作成していないことまたは既存の長期修繕計画がある場合は、次のいずれか 1 つ以上に該当すること

ア 計画期間が 30 年未満であること、又は申請の時から計画期間の終期までに実施を予定している大規模修繕工事 1 回以下であること

イ 修繕積立金の額について、別表の判定式に該当していること（別表については区ホームページをご確認ください。）

- ・東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（平成 31 年 3 月 29 日条例第 30 号）第 15 条第 1 項に規定する要届出マンションである場合は、同条の規定による届出（同条第 5 項に規定による変更の届出及び第 16 条第 1 項の規定による更新の届出を含む。）が完了していること
- ・過去 10 年以内に、本要綱による助成を受けていないこと

●助成金額

助成対象経費（消費税を除く）の 2 分の 1（千円未満は切り捨て）

（注）限度は 20 万円になります。

●ホームページ

[分譲マンション長期修繕計画作成等費用助成](#) | [マンション施策](#) | [渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区都市整備部 住宅政策課 住環境整備係 TEL：03-3463-3548



二次元コード



◆ 東京都マンション改良工事助成制度

分譲マンションの適正な維持管理の促進を目的として、建物の共用部分の外壁塗装や屋上防水、バリアフリー化など、計画的に改良・修繕する管理組合に対し、(独)住宅金融支援機構と連携した助成（利子補給）を実施いたします。

●ホームページ

[分譲マンションの修繕への助成（東京都マンション改良工事助成制度） - 東京都マンションポータルサイト](#)

●お問い合わせ

東京都住宅政策本部民間住宅部 マンション課 マンション施策調整担当
TEL：03-5320-7532



二次元コード



◆ マンション再生手法の相談

マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づくマンション再生事業や売却事業等の活用について、分譲マンションの管理組合等からの相談を受付いたします。

●ホームページ

[マンション再生円滑化法によるマンション再生事業及びマンション等売却事業 | マンション施策 | 渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区都市整備部 住宅政策課 住環境整備係 TEL：03-3463-3548



二次元コード

◆ マンション建替えに伴う仮住まい等の支援

東京都では、マンション建替えにあたり仮住まいが必要な方に対して、都営住宅の提供や公的住宅の情報提供などの支援を行っております。

●ホームページ

[マンション建替えに伴う仮住まい等の支援 - 東京都マンションポータルサイト](#)

●お問い合わせ

東京都住宅政策本部民間住宅部 マンション課 マンション建替え支援担当
TEL：03-5320-4941



二次元コード



◆ 渋谷区マンション防災マニュアル

渋谷区では、マンションに住む皆様が、災害対策として平素から準備すべき基本的事項を記載し、災害発生に備えることを目的にマンション防災マニュアルを作成しております。

●ホームページ

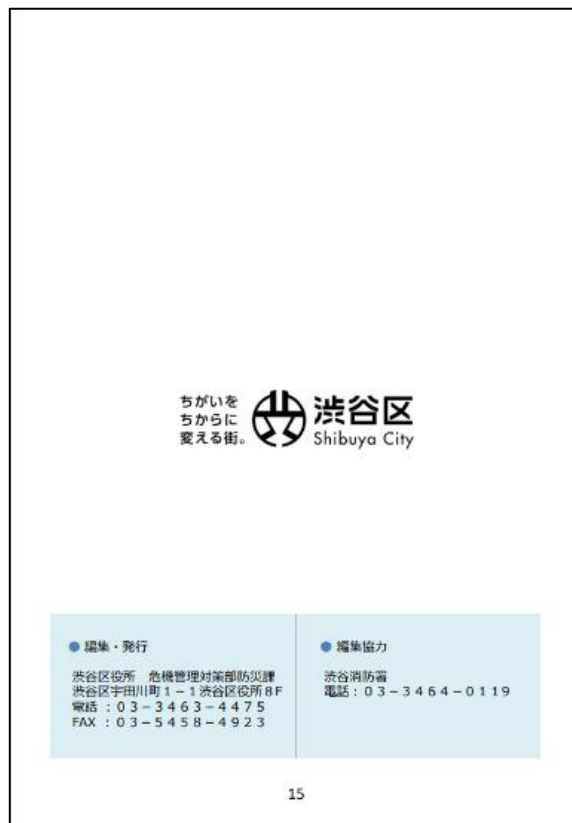
[マンション防災マニュアル](#) | [防災マニュアル・防災マップ](#) | [渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区危機管理対策部 防災課 災害対策推進係 TEL：03-3463-4475



二次元コード





◆ 東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度

防災マニュアルを策定し運用することや、停電時でも水の供給やエレベーターの運転に必要な最小限の電源を確保することなどにより、災害時でも都民が自宅での生活継続をやすくする共同住宅の情報について、住宅所有者からの申請により東京都住宅政策本部が登録・公開し、一般の閲覧に供します。

●ホームページ

[東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度 - 東京都マンションポータルサイト](#)

●お問い合わせ

東京とどまるマンション情報登録受付事務局

(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター TEL：03-5937-1173



二次元コード



◆ 東京とどまるマンションの支援制度

「東京とどまるマンション」に登録している分譲マンションの管理組合や賃貸マンションの所有者等を対象に、簡易トイレや、エレベーターに設置する防災キャビネットなどの防災備蓄資器材の購入への補助などを実施しています。

●ホームページ

[東京とどまるマンションの支援制度 - 東京都マンションポータルサイト](#)

●お問い合わせ

東京とどまるマンション補助金受付事務局

(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター TEL：03-5989-1547



二次元コード



◆ 分譲マンションの耐震化支援事業

区内の分譲マンションの耐震診断や補強設計、耐震改修工事に必要な費用の一部を助成しています。

●対象建築物

次の①～⑥すべてに該当する建築物

- ①昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した建築物
- ②建築物が複合用途であるときは、延べ面積の過半が居住の用途であること
- ③木造住宅、緊急輸送道路沿道建築物等の法に定める通行障害建築物でないこと
- ④地階を除く階数が原則として 3 階以上のもの
- ⑤分譲マンション（2 以上の区分所有者が存する又はマンションの再生等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号。以下「マンション再生円滑化法」という。）に基づく認定買受人が所有する区分所有建築物で、人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第 2 条第 3 項に規定する専有部分をいう。）がある共同住宅のうち、耐火建築物又は準耐火建築物）

●対象者

次のいずれかに該当する者

- ① 対象建築物の所有者（区分所有建築物の場合は、当該建築物の管理組合）
- ② 区分所有者の集会の議決で決定された代表者又はマンションの再生等の円滑化に関する法律に基づくマンション再生組合、個人施行者又は認定買受人

●ホームページ

[一般分譲マンションの耐震化支援事業 | 耐震助成 | 渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区都市整備部 木密・耐震整備課 整備促進係 TEL：03-3463-2647



二次元コード





◆ マンション管理状況届出制度

1983 年（昭和 58 年）12 月 31 日以前に渋谷区内に新築されたマンションのうち居住の用に供する独立部分が 6 以上である建築物について、5 年ごとに管理状況を渋谷区へ届出することが必要となる制度です。

届出をしたマンションの管理組合は、（公財）東京都防災・まちづくりセンターが実施するマンションアドバイザー派遣が無料で受けられます。マンションアドバイザー派遣の詳細は 21 ページをご覧ください。

●ホームページ

[分譲マンション総合相談窓口・管理状況届出制度 | マンション施策 | 渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区都市整備部 住宅政策課 住環境整備係 TEL：03-3463-3548



二次元コード

◆ マンション管理計画認定制度

マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、適切な管理計画を持つマンションとして、認定を受けることができる制度です。

認定を受けたマンションにつきましては、公益財団法人マンション管理センターのホームページにて閲覧することができます。（マンション管理者等が公表を希望した場合のみ）

●ホームページ

[マンション管理計画認定制度（認定基準が変わりました。申請をご検討の際には事前に区に相談してください。） | マンション施策 | 渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区都市整備部 住宅政策課 住環境整備係 TEL：03-3463-3548



二次元コード



◆ 東京都マンションポータルサイト

東京都はマンションポータルサイトにて、マンションの管理やマンション耐震化、建替え・改修・敷地売却について、それぞれ関連するパンフレットや相談窓口、各種再生事例や支援制度などを紹介している。

●ホームページ

[トップページ - 東京都マンションポータルサイト](#)

●お問い合わせ

東京都住宅政策本部民間住宅部 マンション課 TEL：03-5320-5004



二次元コード

◆ マンション共用部分リフォーム融資

管理組合が実施する大規模修繕工事などの共用部分のリフォーム工事の他に、耐震改修工事や省エネルギー対策工事等の工事費用が対象となる融資です。詳細は、住宅金融支援機構ホームページをご確認ください。

●ホームページ

[マンションすまい・る融資（管理組合申込みの場合）](#)

●お問い合わせ

住宅金融支援機構 本店カスタマーサービス部 まちづくり業務グループ
TEL：03-5800-9366



二次元コード



高齢者・障がい者・子育て世帯向け支援

◆ 介護保険による住宅改修費の支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をする際、介護保険の利用者負担割合分で住宅改修ができます。差額分は介護保険から支給されます。

なお、工事着工前の「事前申請」が必要で、申請前に工事を始めた場合は対象外です。区の審査は、着工前と完了後の2回行われ、承認された場合に差額分が支給されます。上限額は、利用者負担分を含めて20万円です。

この制度の利用にあたっては、まずは担当のケアマネージャーに相談してください。ケアマネージャーが決まっていない場合には、管轄の地域包括支援センターにご相談ください。

●対象者

渋谷区民で要支援1・2、要介護1～5の介護認定を受けた人で、施設等に入所（院）していない人

●対象となる改修工事

手すりの取り付け、段差の解消、引き戸などへの扉の取り替え、すべりの防止などのための床または通路面の材料の変更、洋式便器などへの便器の取替え、上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

※ただし、利用者の身体状況に見合っていない改修は、承認されません。利用者の心身の状態や日常の動線が考慮されていることが重要です。

●ホームページ

[福祉用具購入費・住宅改修費支給申請 | 介護 | 渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区福祉部 介護保険課 介護給付係 TEL：03-3463-1997



二次元コード





◆ 住宅設備改修給付

日常の動作が困難であり、身体機能の低下等により住宅の改修が必要な場合に、住宅設備の改修にかかる費用の一部を給付します。必ず工事着工前に下記のお問い合わせ先にご相談ください。

●対象者

介護保険で要介護・要支援と認定された 65 歳以上の人で、日常の動作に困難があり、住宅の改修が必要と認められる人（階段昇降機は要介護 3～5 と認定された人）

●対象工事

- ・浴槽の取替え工事（既存の浴槽での入浴が困難な人）
- ・流し台または洗面台の取替え工事（日常的に車イスを使用している人）
（注）流し台は、対象者本人が主に調理を行う場合
（注）洗面台は、既存の洗面台の使用が困難な場合
- ・階段昇降機の取付け工事（車イスなどを利用し、日常的に階段を昇降する必要がある人）

●ホームページ

[住宅設備改修給付 | 高齢者の在宅支援 | 渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区福祉部 高齢者福祉課 サービス事業係 TEL：03-3463-1873

（お申込みはお住いの地域の地域包括支援センターへ）



二次元コード

◆ 重度身体障害者(児)等住宅設備改善費支給事業

重度の身体障がい者(児)が、自宅で快適な日常生活を送るために、段差の解消、手すりの設置などに要する費用を支給します。支給決定を受ける前に工事を行ったものは対象になりませんので、工事を行う前に相談してください。

●お問い合わせ

渋谷区福祉部 障がい者福祉課 身体福祉係 TEL：03-3463-1937



◆ 高齢者救急通報システムの設置

高齢者が自宅で急に具合が悪くなった時やけがをした時に、民間事業者に通報できる通報装置（ペンダント型非常押ボタン、専用通報器）を設置します。通報すると、必要に応じて救急車の要請と同時に出動員が駆け付けます。

また、別途トイレの扉にライフリズムセンサーを設置することで、一定時間扉の開閉がなかったときに、自動で事業者に通報します。

●対象者

渋谷区内在住で 65 歳以上のひとり暮らし、または 65 歳以上のみの世帯

（注）日中高齢者のみ、もしくは 65 歳未満の同居家族などが疾病などで緊急時の対応が困難な世帯も対象です。

●利用料

- ・ライフリズムセンサーあり 月額 410 円（税込み）
- ・ライフリズムセンサーなし 月額 290 円（税込み）

※別途通信費がかかります

●ホームページ

[高齢者救急通報システムの設置](#) | [高齢者の在宅支援](#) | [渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区福祉部 高齢者福祉課 サービス事業係 TEL：03-3463-1873



二次元コード



◆ 高齢者見守りサービス事業

見守り機能を備えたIoT機器を自宅に取付けることで、離れて暮らす家族などのスマートフォンから安否を確認することができます。

●対象者

渋谷区内在住で、65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯の方

●利用料

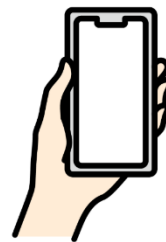
初期費用および12ヶ月分の月額利用料は無料

●ホームページ

[高齢者見守りサービス | 高齢者の在宅支援 | 渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区福祉部 高齢者福祉課 サービス事業係 TEL：03-3463-1873



二次元コード



◆ 重度心身障害者救急通報システムの設置

家庭内で急病や事故などの緊急事態に陥ったとき、胸にかけたペンダント式の無線発信機等を押すことで、民間受信センターに通報されるシステムです。通報すると、必要に応じて救急車の要請と同時に出動員が駆け付けます。

希望する方は、扉にセンサーを取り付けることで安否確認を行うライフリズムセンサーを設置することができます。

●対象者

区内在住で、次のすべてに該当する人

- ①ひとり暮らしなどをしている
- ②身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度
- ③区の障がい者向け住宅等、類似の設備がある住居に居住していない

●利用料

無料 ※別途通信料がかかります。

●ホームページ

[救急通報システム](#) | [緊急時・災害時の支援](#) | [渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区福祉部 障がい者福祉課 給付係 TEL：03-3463-1924



二次元コード



◆ 自動通話録音機貸与

渋谷区内に居住する高齢者の特殊詐欺被害等を防止するため、自動通話録音機をおおむね65歳以上の人を対象に無料で貸し出しています。

○自動通話録音機

自動通話録音機は、電話がかかってくると、「この電話の通話内容は、防犯のため会話内容を自動録音いたします。あらかじめご了承ください。」とメッセージを流し、通話内容を自動で録音する防犯機器です。

●貸し出し窓口

区役所安全対策課・商工会館4階消費者相談コーナー・地域包括支援センター・渋谷警察署・原宿警察署・代々木警察署

●ホームページ

[自動通話録音機の配布](#) | [自動通話録音機](#) | [渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区危機管理対策部 安全対策課 安全対策主査 TEL：03-3463-1598



二次元コード





◆ 子育て世帯向け補助事業(「子供を守る」住宅確保促進事業)

マンションにお住まいの方などが子供の安全確保のために工事等を行う際に、東京都の補助金が受けられるものです。

申請にあたっては、東京都のホームページから条件等を確認のうえ、下記のお問い合わせ先にご相談ください。工事着手前の申請が必要です。

●ホームページ

[子育て世帯向け補助事業（「子供を守る」住宅確保促進事業）|東京こどもすくすく住宅 子育て世帯向け補助事業|東京都住宅政策本部](#)

●お問い合わせ

東京都住宅政策本部民間住宅部 安心居住推進課 子育て支援住宅担当
TEL：03-5320-5011・03-5320-4907



二次元コード



住宅のリフォームに関する支援

◆ 住宅簡易改修支援事業

渋谷区が協定を結んだ区内施工事業者（渋谷区協定事業者）による住宅の簡易改修工事を行う場合、工事費の一部を助成します。

●対象者

次に掲げる要件にすべて該当する人

- ①渋谷区に住民登録をしている個人である
- ②対象住宅の所有者、所有者の配偶者、所有者の親または所有者の子である
- ③対象住宅に居住している

※その他にも条件があります。必ず工事前に問い合わせてください。

●助成対象経費

消費税を除く工事費用の 20％ （注）限度額は 10 万円になります。

●工事のご相談・見積り依頼先

東京土建一般労働組合 渋谷支部「住まいの相談室」 TEL：03-6304-2317

受付時間 平日 9:30～17:00

●ホームページ

[住宅簡易改修支援事業 | 融資・助成 | 渋谷区ポータル](#)

●事業に関するお問い合わせ

渋谷区都市整備部 住宅政策課 住環境整備係 TEL：03-3463-3548



二次元コード





◆ 住宅相談会(庁内相談会)

東京土建一般労働組合渋谷支部との共催により、「建築士」資格を有した相談員による住宅に関する無料相談会を実施します。

●対象者

区内在住の人

●対応可能な相談内容

住宅簡易改修工事費助成、住まいの建替え、模様替え、耐震、バリアフリーなど

●備考

LINE 申請により予約受付をしております。住宅政策課住環境整備係に電話で予約することも可能です。

●ホームページ

[住宅相談会\(庁内相談会\) | 住宅に関わる助成・融資などの支援 | 渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区都市整備部 住宅政策課 住環境整備係 TEL：03-3463-3548



二次元コード

◆ 東京住宅リフォームガイド

東京都は、都民が安心してリフォームに取り組めるよう、計画から事業者選び、工事等を実施する際に役立つ情報を紹介する東京住宅リフォームガイドを発行しております。

●ホームページ

[東京住宅リフォームガイド|既存住宅・リフォームに関すること|東京都住宅政策本部](#)

●お問い合わせ

渋谷区都市整備部 住宅政策課 住環境整備係 TEL：03-3463-3548



二次元コード



環境に関する支援

◆ 電気自動車等用充電設備導入助成

区内の電気自動車等の普及のための基盤整備を促し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減することで、持続可能な社会の実現に寄与することを目的として、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の充電設備の整備を行う区民等に対し、その経費の一部を助成します。



●対象者

次のいずれかに該当するもの

- ・区民又は完了報告までに区民になる人

自らが居住または所有する区内の建築物などに、対象機器を新たに購入し設置しようとするもの

- ・区内に本店登記を有する中小企業者または区内で事業を営む個人事業者

自らが事業を営むまたは所有する区内の建築物などに、対象機器を新たに購入し設置しようとするもの

- ・区内管理組合

管理組合が管理する敷地内に、対象機器を新たに購入し設置しようとするもの

●助成対象経費

対象機器本体の購入費および設置工事費(消費税および地方消費税を除く)

●助成金額

上限 10 万円

●ホームページ

[電気自動車等用充電設備導入助成](#) | [エコな暮らし](#) | [渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区環境政策部 環境政策課 環境政策係 TEL : 03-3463-2749



二次元コード



◆ 家庭用燃料電池システム(エネファーム)設置助成金

区内の CO2 排出量を削減するとともに創エネを促進するため、家庭用燃料電池システム（エネファーム）を設置するための費用を助成します。

●対象要件

- ・ 区民又は完了報告までに区民になろうとする個人
- ・ 渋谷区内の自ら居住する住宅などに、未使用のエネファームを設置すること
- ・ 設置する機器が、一般社団法人燃料電池普及促進協会が家庭用燃料電池システムとして指定している機器であること
- ・ 同一年度内に、本制度に基づく助成金の交付を受けていないこと
- ・ 住民税の滞納がないこと

●助成対象経費

対象機器本体の設置工事費（消費税および地方消費税を除く）

●助成金額

上限 30 万円

●ホームページ

[家庭用燃料電池システム（エネファーム）設置助成金 | エコな暮らし | 渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区環境政策部 環境政策課 環境政策係 TEL：03-3463-2749



二次元コード





◆ 再生可能エネルギー電力利用促進助成

自宅の電力を実質再生可能エネルギー100%由来の電力に切り替えた人を対象にデジタル地域通貨ハチペイポイントを交付します。

●対象要件

- ・ 自宅の電力供給契約を、実質再生可能エネルギー100%由来の電力でないものから、実質再生可能エネルギー100%由来の電力に切り替え、3か月間、契約を継続した区民
- ・ 供給地点特定番号ごとの申請を行っていること
- ・ 1供給地点特定番号について、申請は同一年度内に1回まで
- ・ 1供給地点特定番号について、申請は同一世帯で1回まで
- ・ 住民税の滞納がないこと
- ・ 渋谷区デジタル地域通貨ハチペイ利用規約に同意していること

●助成金額

30,000 ハチペイポイント

●ホームページ

[再生可能エネルギー電力利用促進助成【家庭向け】](#) | [エコな暮らし](#) | [渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区環境政策部 環境政策課 環境政策係 TEL：03-3463-2749



二次元コード



◆ 渋谷区保存樹木等管理助成

樹木の保全を図ることを目的として、保存樹木として指定された樹木の所有者または管理者に対して維持管理などに係る経費の一部を助成します。

●保存樹木の指定基準

- ・ 地上 1.5 メートルの高さ（目通り）における幹の周囲が 1.2 メートル以上の樹木
- ・ 株立ちした樹木で、高さが 3 メートル以上のもの
- ・ つる性の樹木で、枝葉の面積が 30 平方メートル以上のもの
- ・ 並木状に列植された樹木で、延長が 30 メートル以上あり、かつ、樹高が 4 メートル以上のもの

●助成要件

保存樹木のうち、助成後 3 年間善良なる管理者としての注意をもって管理することができるもので、以下の作業を行う場合に助成します。

- ・ 剪定：造園業者などに依頼して樹木の枝を整えること
- ・ 樹木医診断：育成不良またはその疑いのある樹木の健全度などを判断するために樹木医が診断を行い、診断の結果、必要な措置を行うこと
ただし、剪定・伐採は除く

●助成金額

- ・ 剪定：上限 3 万円
- ・ 樹木医診断：上限 5 万円

●ホームページ

[渋谷区保存樹木等管理助成](#) | [みどりの確保・緑化計画](#) | [渋谷区ポータル](#)



二次元コード

●お問い合わせ

渋谷区環境政策部 環境政策課 環境政策係 TEL：03-3463-2749



◆ 渋谷区緑化普及推進事業助成

身近なみどりを創出し、区内における緑被率及び緑視率の増加に寄与することを目的として、区内の 300 m²未満の敷地において新たに 3 m²以上の緑化をする場合に、その経費の一部を助成します。

●対象者

以下のいずれかに該当する場合に、助成対象となります。

- ・区内の建築物などに自らが居住または所有する区民
(注)新しく建築物などを購入する場合も含みます
- ・区内の建築物などで事業を営んでいる個人事業者
- ・区内の建築物などを管理する管理組合

●助成対象経費

造園会社など事業者に依頼して行う植栽工事に伴う費用(消費税および地方消費税を除く) 樹木、植物、支柱、土壌などの基盤構成資材の購入にかかる費用や基盤造成に伴う施工費用が対象です。

●助成金額

助成対象経費の 2 分の 1 の金額(上限 20 万円)

●ホームページ

[渋谷区緑化普及推進事業助成](#) | [みどりの確保・緑化計画](#) | [渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区環境政策部 環境政策課 環境政策係 TEL：03-3463-2749



二次元コード



住まいの安全に関する支援

◆ 家具の転倒防止金具等の購入費用補助

渋谷区内在住の方に、家具転倒防止金具等の購入費用を補助します。

●対象者

申請時に区内に居住し、住民登録している人(補助金の交付は1回に限ります。)

●補助対象

自らが居住する住宅で、次の家具等に取り付けた家具転倒防止金具等の購入費用

- (1) たんす、食器棚、本棚その他これらに類する床置き型の家具および冷蔵庫、テレビなどで地震災害時に転倒する恐れのあるもの
- (2) 窓ガラスおよび食器棚、本棚等に付随するガラスなどで、地震災害時に飛散する恐れのあるもの
- (3) 天井吊り下げ式照明器具などで、地震災害時に落下する恐れのあるもの

●補助金額

購入に要した費用額(上限 10,000 円)

●ホームページ

[家具転倒防止金具等の購入費用を1万円まで補助しています | 家具の転倒防止に関する助成 | 渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区危機管理対策部 防災課 災害対策推進係 TEL: 03-3463-4475



二次元コード





◆ 家具転倒防止金具無料取付け

高齢者のみの世帯や障がいのある人がいる世帯を対象に、家具転倒防止金具の取付、ガラス飛散防止フィルムの貼付、家具の移動を無料で実施します。

●対象者

区内在住で、次のいずれかの区分に該当する世帯

- ①単身の高齢者（65 歳以上）世帯および高齢者のみの世帯
- ②寝たきりの高齢者がいる世帯
- ③1～3 級の「身体障害者手帳」を持つ人がいる世帯
- ④1～3 度の「愛の手帳」を持つ人がいる世帯
- ⑤1, 2 級の「精神障害者保健福祉手帳」を持つ人がいる世帯

●ホームページ

[家具転倒防止金具の無料取り付け](#) | [家具の転倒防止に関する助成](#) | [渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区危機管理対策部 防災課 災害対策推進係 TEL：03-3463-4475



二次元コード

◆ 防災用品のあっせん

渋谷区内在住の方に、食糧、保存水、簡易トイレ、家具転倒防止金具等の防災用品をあっせんしています。詳細は区ホームページをご確認ください。

●ホームページ

[防災用品のあっせん](#) | [防災用品などのあっせん](#) | [渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区危機管理対策部 防災課 災害対策推進係 TEL：03-3463-4475



二次元コード





◆ 家庭用消火器の購入・引き取りのあっせん

渋谷区内在住の方に、家庭用消火器の購入・引き取りのあっせんをしています。詳細は区ホームページをご確認ください。

●ホームページ

[家庭用消火器のあっせん](#) | [防災用品などのあっせん](#) | [渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区危機管理対策部 防災課 災害対策推進係 TEL：03-3463-4475



二次元コード

◆ 住宅用火災警報器のあっせん

渋谷区内在住の方に、住宅用火災警報器をあっせんしています。詳細は区ホームページをご確認ください。

●ホームページ

[住宅用火災警報器のあっせん](#) | [防災用品などのあっせん](#) | [渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区危機管理対策部 防災課 災害対策推進係 TEL：03-3463-4475



二次元コード





◆ 木造住宅耐震診断コンサルタント派遣事業

区内の木造住宅を対象に無料でコンサルタント（建築士）を派遣し、耐震診断を実施しています。既定の予算額に達した場合は終了となりますので、事前に受付状況を下記のお問い合わせ先に問い合わせてください。

●対象建築物

次のすべてに該当する渋谷区内の建築物

- ・個人の所有する一戸建ての住宅、長屋および共同住宅である建築物（店舗などの用途を兼ねるもの（店舗などの用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）
- ・次のアまたはイのいずれかに該当するもの
 - ア 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物であること
 - イ 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に新築の工事に着手した平屋建てまたは2階建てのもので在来軸組工法の建築物であること
- ・原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）および建築基準関係規定に適合している建築物で、同法に基づく違反の是正に係る命令などを受けていないものであること

●対象者

対象建築物の所有者であること

（注）区分所有建築物にあっては「区分所有者によって合意された代表者」、共有建築物にあっては「共有者によって合意された代表者」とします。

●ホームページ

[木造住宅耐震診断コンサルタント派遣（無料）](#) | [耐震助成](#) | [渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区都市整備部 木密・耐震整備課 整備促進係 TEL：03-3463-2647



二次元コード



◆ 耐震相談会

東京都建築士事務所協会渋谷支部の協力により、耐震相談会を実施しています。

●対象者

渋谷区内に建築物をお持ちの方

●対応可能な相談内容

木造住宅・マンション問わず、一級建築士が耐震診断や耐震改修、建て替えなどの相談に応じています。

●備考

事前予約が必要ですので、希望する場合は下記のお問い合わせ先まで問い合わせてください。

●ホームページ

[耐震相談会（無料）](#) | [耐震助成](#) | [渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区都市整備部 木密・耐震整備課 整備促進係 TEL：03-3463-2647



二次元コード





◆ 木造住宅耐震改修費助成

区の木造住宅耐震診断コンサルタント派遣による耐震診断の結果が、上部構造評点 1.0 未満の場合は、耐震改修費用および除却費用に必要な費用の一部を助成しています。既定の予算額に達した場合は終了となりますので、事前に受付状況を下記のお問い合わせ先に問い合わせください。

●対象建築物

○耐震改修工事

1. 次のすべてに該当する渋谷区内の建築物

- ・耐震改修工事にあっては、区の耐震診断コンサルタントが設計及び工事監理を行うものであること
- ・耐震補強設計について、区が指定する機関による評定または判定があること
- ・渋谷区整備地域等不燃化集中促進事業に係る支援実施要項の対象として承認または受けようとするものではないこと
- ・渋谷区整備地域等不燃化集中促進事業に係る支援実施要項に掲げる不燃化優先路線に接する場合は、その道路の現況中心線から 3.0 メートル以内でないこと
- ・渋谷区木造住宅耐震改修助成金交付要綱による助成を受けた後に売却の予定がないもの
- ・すでに渋谷区木造住宅耐震改修助成金交付要綱による助成又は旧渋谷区木造住宅簡易補強事業要綱による助成を受けていないこと

2. 次のいずれかに該当するもの

- ・原則として、建築基準法および建築基準関係規定に適合しているもの
- ・建築基準法および建築基準関係規定に適合しない部分について耐震改修工事と同時にその是正工事を実施するもの

○除却工事(注)昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅のみ

次のすべてに該当するもの

- ・渋谷区整備地域等不燃化集中促進事業に係る支援実施要項の対象として承認または受けようとするものではないこと
- ・すでに渋谷区木造住宅耐震改修助成金交付要綱による助成を受けていないもの
- ・建築基準法に基づく違反の是正に係る指導、勧告または命令を受けていない建築物で、かつ建築基準法および建築基準関係規定に重大な違反がないもの
- ・渋谷区木造住宅耐震改修助成金交付要綱による助成を受けた後に売却の予定がないもの



●対象者

次の全てに該当する者であること

- ・対象建築物の所有者（長期入院などまたは死亡している場合は、その3親等以内の親族である者または相続人全員の同意を得た者）で、個人であること
- ・渋谷区に居住し、住民登録をしていること
- ・対象建築物に2人以上の区分所有または共有者が存する場合は、区分所有者または共有者全員の合意により定められた代表者であること
- ・除却工事にあっては、対象建築物の敷地の所有権、地上権または賃借権を除却後も有する者であること

●ホームページ

[木造住宅耐震改修費用及び除却費用助成 | 融資・助成 | 渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区都市整備部 木密・耐震整備課 整備促進係 TEL：03-3463-2647



二次元コード





◆ 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

【特定緊急輸送道路沿道建築物】

「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」が施行され、特に重要な緊急輸送道路が「特定緊急輸送道路」として指定されています。沿道建築物については、耐震診断の実施が義務となっています。

緊急輸送道路は、災害時の救急救命・消火活動、緊急物資の輸送路として沿道建築物の耐震化が急務となっています。対象建築物の所有者の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

渋谷区内で指定された特定緊急輸送道路は甲州街道、国道 246 号（玉川通り、青山通り）、首都高速道路です。

渋谷区では、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、渋谷区内の特定緊急輸送道路沿道建築物の補強設計、耐震改修工事、除却工事又は建替え工事に必要な費用の一部を助成しています。

【一般緊急輸送道路沿道建築物】

渋谷区では、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、渋谷区内の一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断や補強設計、耐震改修工事又は除却工事に必要な費用の一部を助成しています。

●対象建築物

次のすべてに該当する建築物

- ① 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した建築物
- ② 敷地が特定緊急輸送道路（一般緊急輸送道路）に接する建築物
- ③ 建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路（一般緊急輸送道路）の境界線までの水平距離に道路幅員の 2 分の 1 に相当する距離を加えたものに相当する高さの建築物
（注）その他所定の要件あり

●対象者

次のいずれかに該当する者

- ① 対象建築物の所有者
- ② 区分所有建築物の場合は管理組合、若しくは区分所有者の集会の議決で決定された代表者又はマンションの再生等の円滑化に関する法律に基づくマンション再生組合、個人施行者又は認定買受人



③共有建築物の場合は共有者全員で合意された代表者

●ホームページ

【特定緊急輸送道路沿道建築物】※①

[特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 | 耐震助成 | 渋谷区ポータル](#)

【一般緊急輸送道路沿道建築物】※②

[一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業 | 耐震助成 | 渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区都市整備部 木密・耐震整備課 整備促進係 TEL：03-3463-2647



二次元コード※①



二次元コード※②





◆ ブロック塀等安全化促進事業

渋谷区では平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部地震を受け、地震発生時のブロック塀等の倒壊による人的被害を防ぐことを目的とし、避難路・通学路等に面するブロック塀等の安全対策を促進する助成制度を実施しています。

●対象のブロック塀

通学路や避難路など、幅員 4 メートル以上の道路に面したブロック塀等

●対象者

下記のいずれかに該当する者

① 対象ブロック塀等の所有者

② 区分所有建築物の場合

管理組合（区分所有法第 3 条もしくは第 65 条に規定する団体又は同法 47 条第 1 項（同法第 66 条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。）、区分所有者の集会の議決で決定された代表者、マンション再生円滑化法に基づくマンション再生組合、個人施行者又は認定買受人

③ 共有建築物の場合

共同所有者全員の合意によって選出された代表者

●ホームページ

[ブロック塀等安全化促進事業 | 耐震助成 | 渋谷区ポータル](#)



二次元コード

●お問い合わせ

渋谷区都市整備部 木密・耐震整備課 整備促進係 TEL：03-3463-2647



◆ 整備地域等不燃化集中促進事業 老朽建築物除却・建替え支援制度

整備地域等不燃化集中促進事業区域内（渋谷区本町 2,4,5,6 丁目の一部）の老朽建築物（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造又は軽量鉄骨造の建築物）の建替えを促進するために、建築物の除却費用や建替え費用の一部を渋谷区が助成します。

●対象建築物

整備地域等不燃化集中促進事業区域（渋谷区本町 2,4,5,6 丁目の一部）内の昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造又は軽量鉄骨造の建築物

●対象者

- ・対象となる建築物を所有する個人の方※(1)
- ・共有者がいる場合は、共有者及びその相続人全員の同意を得ていること
- ・固定資産税等の滞納がないこと
- ・土地所有者であるか、又はその同意を得ていること※(2)

※(1)一部例外あり

※(2)「老朽建築物建替え支援助成」の場合

●ホームページ

[老朽建築物の除却・建替え支援助成制度（整備地域等不燃化集中促進事業区域内限定）](#) | [耐震助成](#) | [渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区都市整備部 木密・耐震整備課 整備促進係 TEL：03-3463-2647



二次元コード



◆ 整備地域等不燃化集中促進事業 専門家派遣制度

災害に強い安全なまちづくりを推進するため整備地域等不燃化集中促進事業区域（渋谷区本町 2,4,5,6 丁目の一部）内の木造住宅（築年数が 15 年以上）の所有者又はその親族に対し、専門家の無料派遣を行っています。

老朽建築物の権利の移転や取り壊し、建替えなどに関するご相談に対して、建築士や税理士、弁護士、ファイナンシャルプランナーなどの専門家を派遣します。

●対象建築物

整備地域等不燃化集中促進事業区域（渋谷区本町 2,4,5,6 丁目の一部）内の築年数が 15 年以上経過した木造住宅

●対象者

対象建築物の所有者（所有者が死亡、長期入院など相談が困難な場合は、その三親等内の親族）

●ホームページ

[整備地域等不燃化集中促進事業について](#) | [防災まちづくり](#) | [渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区都市整備部 木密・耐震整備課 整備促進係 TEL：03-3463-2647



二次元コード



空き家に関すること

◆ 空家等適正管理支援事業

渋谷区内の空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないようにするため、空家等の所有者又は管理者が渋谷区の協定締結団体指定の施工業者により当該空家等の適正管理を図るための工事等を行った場合に、工事費用の一部を助成します。

●対象建築物

渋谷区内にある空家等（特措法第2条第1項に規定する空家等）で、この助成を受けたことがないもの

●対象者

渋谷区内における空家等の所有者または管理者（所有者の同意を得た人に限る。）である個人とします。共同で所有する対象空家などにあっては、共有者全員によって合意された代表者を対象者とします。

●助成金額

消費税を除く費用の50パーセント（千円未満は切り捨て）

（注）不良住宅の除却などを助成する場合は50万円を限度とし、それ以外の工事などを助成する場合は10万円を限度とする

●ホームページ

[空家等適正管理支援事業 | 融資・助成 | 渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区都市整備部 住宅政策課 住環境整備係 TEL：03-3463-3548



二次元コード



◆ 空家等ワンストップ相談窓口事業

渋谷区内空家等の発生抑制、管理適正化及び利活用の促進を目的として、空家等を所有されている渋谷区民や渋谷区内に空家等を所有されている方等から、空家等の管理、活用、相続及び予防に関する相談をワンストップで受付し、助言や提案を行います。

●ホームページ

[空家等相談窓口](#) | [空家対策など](#) | [渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

ご相談は渋谷区空家等ワンストップ相談窓口にて受付します。

（特非）空家・空地管理センター 「渋谷区空家等ワンストップ相談窓口」

TEL：0120-336-366 （受付時間 9:00～17:00）



二次元コード

◆ 空家等利活用マッチング支援事業

未利用空家等の減少による地域環境の向上と地域課題の解決を目的として、空家等の所有者と地域貢献施設として利用を希望する団体のマッチングを支援する事業です。

所有者と利活用希望団体から希望条件を聴取し、マッチングに向けてニーズや条件整理等に関するアドバイスを行います。

●お問い合わせ

ご相談は渋谷区空家等ワンストップ相談窓口にて受付します。

（特非）空家・空地管理センター 「渋谷区空家等ワンストップ相談窓口」

TEL：0120-336-366 （受付時間 9:00～17:00）





◆ 空き家と相続の無料相談会(月イチ相談会)

NPO 法人空家・空地管理センターとの共催により、空き家と相続に関する無料相談会を実施します。開催日など詳細はホームページをご確認ください。

●対象者

空家を所有している人または所有する予定の人

●申し込み

定員は各開催日先着 4 組までです。(空きがあれば当日参加も可能です)

各開催日、申込期間に NPO 法人空家・空地管理センターまで電話またはホームページよりご連絡ください。

●ホームページ

[空き家と相続の無料相談会\(月イチ相談会\)](#) | [空家対策など](#) | [渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

- ・(特非) 空家・空地管理センター 「渋谷区空家等ワンストップ相談窓口」
TEL: 0120-336-366 (受付時間 9:00~17:00)
- ・渋谷区都市整備部 住宅政策課 住環境整備係 TEL: 03-3463-3548



二次元コード





◆ 東京空き家ガイドブック

東京都は、空き家の「問題点」を明らかにした上で、「適正管理」、「有効活用」、「発生抑制（予防）」の3つのテーマで、制度や取組を紹介し、同テーマに対応した解決事例や相談先を併せて掲載する東京空き家ガイドブックを作成しております。

●ホームページ

[東京空き家ガイドブック|資料|東京都住宅政策本部](#)

●お問い合わせ

東京都住宅政策本部民間住宅部 計画課 空き家施策企画担当

TEL：03-5320-5148



二次元コード

◆ 被相続人居住用家屋等確認(空家等譲渡所得特別控除)

空き家の発生を抑制するための国が定めた特例措置で、一定の要件を満たす場合に家屋及び敷地等を譲渡した際、譲渡所得から最大3,000万円を特別控除する制度です。

この特別控除を受けるには、家屋が所在する市区町村が交付する被相続人居住用家屋等確認書が必要です。渋谷区では、渋谷区内に空家等を所有し、一定の要件を満たす方に被相続人居住用家屋等確認書を交付しています。

所得特別控除を受けるには、確定申告時にお住まいの税務署へ被相続人居住用家屋等確認書の提出が必要です。(別途必要な書類があります。詳しくはお住まいの各税務署にお問い合わせください。)

●ホームページ

[被相続人居住用家屋等確認書の交付 | 空家対策など | 渋谷区ポータル](#)

●お問い合わせ

渋谷区都市整備部 住宅政策課 住環境整備係 TEL：03-3463-3548



二次元コード



住まいに関する相談窓口



相談の種類	内容	相談日時	問合せ先
渋谷区空家等ワンストップ相談窓口	空き家に関する相談 (相続、修繕、利活用など)	無休(年末年始を除く) 9:00~17:00	NPO法人空家・空地管理センター ☎0120-336-366
東京リフォーム総合相談窓口	リフォームに関する相談 (費用、期間、補助金、事業者選定、トラブルなど)	月~金曜日(祝日年末年始を除く) 9:00~17:00	東京リフォーム総合相談窓口 ☎03-5989-1683
住まいるダイヤル	住宅の取得やリフォームなど、住まいに関する様々な相談	月~金曜日(祝日年末年始を除く) 10:00~17:00	(公財)公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター ☎03-3556-5147
東京都の実施する不動産相談	賃貸住宅に関する相談、 不動産取引の事前相談	月~金曜日(祝日年末年始を除く) 9:00~17:30	賃貸ホットライン(賃料値上げ特別相談窓口) ☎03-5320-4058
	不動産取引(売買・賃貸)のうち、 宅地建物取引業法の規制対象となる内容についての相談	月~金曜日(祝日年末年始を除く) 9:00~17:30	指導相談担当 ☎03-5320-5071
分譲マンション総合相談窓口	マンションの日常の維持管理、建替えや 改修に関する相談	月~金曜日(祝日年末年始を除く) 9:00~17:00	(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター ☎03-6427-4900





発行

〒150-8010 東京都渋谷区宇田川町 1-1

渋谷区 都市整備部 住宅政策課 住環境整備係

TEL : 03-3463-3548 (直通) FAX : 03-5458-4947